

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月19日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第26-41370-0067号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 特記仕様書第10章1で国有保安林の規制区域外と明記されていますが、間違い無いでしょうか。仮に国有保安林の規制区域内だった場合は、工事に伴い必要となる手続きは未了という理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3. 特記仕様書第10章3の関連工事は県工事のみ明記されていますが、環境省による除染作業業務はすべて完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>4. 特記仕様書第10章11の用地取得及び支障物件において、用地確保が一部未了で用地取得見込み時期が令和8年6月下旬と明記され、3つの工事支障物件の移転予定時期が令和8年9月下旬と明記されておりますが、見込み時期より遅れが生じた場合は「工事一時中止に係るガイドライン」に基づいた事務手続きが適正に行われるという理解で宜しいでしょうか。また、当該見込時期につきましては、時期を確約するものではないことは承知しておりますが、現在、次のいずれの状態に近いでしょうか。地権者の了承が得られ手続等に要する具体的期間を見込まれているのか、それとも地権者の了承は得られていないが工程計画上の希望時期を見込まれているのか。ご教示願います。</p> <p>5. 図面番号2/55の「平面図（2）」の測点No. 67付近のスーパーハウスが工事施工範囲内に位置しているように図示されていますが、このスーパーハウスの補償は完了しており、工事着手前には解体・撤去が完了し、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>6. 用地取得未了の箇所には補償物件となる樹木は含まれていますか？仮に含まれている場合は、補償後の立木は、売却のために切り揃える施工手間と仮置きや運搬しての処分が必要になりますか？仮に必要な場合は、それらの費用は設計変更の対象となる理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>7. 特記仕様書第10章13の交通誘導員の配置について、工事起終点到1名配置すると明記されていますが、上記以外で残土搬出先や流用土仮置き場で交通誘導員の配置が必要となる場合は設計変更の対象となるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>8. 特記仕様書第12章1の建設発生土の処理の搬出先は富岡町大字小良ヶ浜地内（L=2.0</p>	

- km) となっていますが、帰宅困難区域へ搬出するという理解で良いですか？また、搬出作業は帰還困難区域内の特殊勤務手当との時間的制約の歩掛補正の対象となるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
9. 特記仕様書第 27 章三者協議の対象工事となっていませんが、「設計変更ガイドライン」に基づく設計変更協議をするための役割分担とその費用負担を決定することを目的とした、受注者の申し出による設計変更三者協議は可能という理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
10. 本工事で施工する側溝からの流末処理は流量計算を伴う詳細設計が全て完了しているという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
11. 工事箇所周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います
12. 残土搬出先や流用土仮置き場で敷鉄板等の仮設備が必要となる場合は設計変更の対象となるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
13. デリニエーター（土中建込式）を設置する設計となっていますが、別途発注工事で施工する歩車道境界ブロック及び歩道舗装の施工が完了するまでは施工できないため、この期間は「工事一時中止ガイドライン」に基づき、工事一部中止になるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
14. 本工事は舗装工(表層)まで施工する設計となっていますが、別途発注工事で施工する歩車道境界ブロックの施工が完了するまでは舗装工の施工できないため、この期間は「工事一時中止ガイドライン」に基づき、工事一部中止になるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
15. 図面番号 9/55 の「横断図 (1)」No. 62～図面番号 13/55 の「横断図 (5)」の No. 73 間はアスカブ縁石工の施工が含まれていないことから、降雨等により法面浸食を発生させることが想定されます。法面浸食防止を目的とした仮排水等を施工する場合は設計変更の対象となるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
16. 立入り制限のため現地確認ができませんが、地図ソフトで確認したところ、図面番号 12/55 の「横断図 (4)」の No. 70～No. 71 にかけて、滞水池のようなものが確認できました。仮に滞水があった場合は工事の施工に伴い必要となる水替え等は設計変更の対象となるという理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。
17. 現場代理人が現場監理・監督を行うための事務室及び管理所とは別に、帰還困難区域内の工事現場付近に作業従事者用のトイレ、休息所等の設置が必要になるものと考えております。また、作業員等の安全衛生環境の向上を図る観点から、熱中症対策に係る機器・設備等の充実も必要になると考えております。つきましては、上記に係る費用について、共通仮設費、安全費、現場管理費等のいずれに含まれているか、また積算上の具体的な取扱いについてご教示願います。
18. 施工 第 0 -0032 号表、第 0 -0033 号表、第 0 -0034 号表の鉄筋コンクリート台付管（バイコン台付管）について、採用単価表の掲載頁を確認しましたところ単位「本」当たりと明記されておりますが、採用単価は「m」当たりの換算単価の認識でよろしいでしょうか。また、採用規格はゴムジョイント付きの規格でよろしいでしょうか。ご教示願います。
19. 本工事内訳表 頁 0-0013 ～ 頁 0-0017 の鉄筋コンクリート台付管は、「VII-A-b-600」、「VII-A-a-600」と異なる規格が明記されておりますが、いずれも施工 第 0 -0034 号表であることから、同じ材料を使用する認識でよろしいでしょうか。（同様に「VII-A-b-450」、「VII-A-a-450」も施工 第 0 -0038 号表で同じ材料となっております。）ご教示願います。

20. 次の施工内訳はいずれも「時間的制約を受けない」となっておりますが、時間的制約を受けないのでしょうか。ご教示願います。
- 第0-0014号表、第0-0015号表、第0-0020号表、第0-0051号表、  
第0-0052号表、第0-0062号表、第0-0069号表、
21. 施工 第0-0053号表 掘削について、施工条件の施工数量が「10,000m<sup>3</sup>以上50,000m<sup>3</sup>未満」となっておりますが、工区全体の施工数量は10,000m<sup>3</sup>未満に見受けられます。また、数量総括表の取付道路工、進入路工の掘削には施工 第0-0001号表と明記されております。施工条件は10,000m<sup>3</sup>以上と未満のどちらが正となりますでしょうか。ご教示願います。
22. 復興係数について、令和8年4月1日改正以前の係数（共通仮設費率1.5、現場管理費率1.2）が適用されている理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。

#### 回 答 事 項

1. お見込みのとおりです。
2. 国有保安林の規制区域外で相違ありません。
3. 5月19日現在工事区間には除染未了箇所については、起点～No.66+8.5及びNo.88～No.90の2区間あります。それ以外の用地取得済かつ支障物件移転済の区間については、いつでも速やかに工事に着手できます。
4. 用地取得及び工事支障物件の移転について、移転予定時期が見込み時期より遅れが生じた場合は『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）』に基づき事務手続きを行います。地権者との用地交渉を継続しておりますので、当該見込時期については、工程計画上の希望時期を記載しております。
5. 測点No.67付近のスーパーハウスについては撤去が完了しており当工事に着手できます。
6. 用地取得未了箇所に補償物件となる樹木が含まれております。取得補償した場合の立木の処分までに生じた費用については、発注者から必要な指示とともに設計図書の変更を行います。
7. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
8. お見込みのとおりです。
9. お見込みのとおりです。
10. お見込みのとおりです。
11. 地元住民への説明会は実施済み。協力を得られるとの認識でおります。
12. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
13. 現在、歩車道境界ブロック及び歩道舗装の施工の予定はございません。
14. 現在、歩車道境界ブロックの施工の予定はございません。
15. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
16. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。

17. 作業従事者用のトイレ、休憩所等については、共通仮設費のうち営繕費にあたり、積算上、簡易的なものであれば共通仮設費率に含まれます。
- 熱中症対策に係る費用については、共通仮設費（現場環境改善費）への積上げ及び現場管理費の補正を設計変更により計上することとしております。詳細については技術管理課ホームページによりご確認ください。
18. 鉄筋コンクリート台付管;据付;300 mmに係る施工第 0-0032 号表  
鉄筋コンクリート台付管;据付;400 mmに係る施工第 0-0033 号表  
において、資材単価を『本』単位で積算しておりますが、正しくは『m』単位であるため、電子閲覧システム設計図書「sonota」を修正しました。あわせて、横断暗渠工については「zumen」のうち図面番号 36 番の図柄を修正しましたので、確認をお願いします。なお採用規格についてはゴムジョイント付きです。
- 鉄筋コンクリート台付管VII-A-a-600 及びVII-A-b-600 に係る施工第 0-0034 号表において、資材単価について 1 本あたりのバイコン台付管単価を採用しておりますが、正しくは 1 mあたりの各規格による C S B 資材単価を採用すべきであるため、下記 19 のとおりとします。
19. 頁 0-0017～頁 0-0024 における鉄筋コンクリート台付管VII-A-a-600 及びVII-A-b-600 並びにVII-A-a-450 及びVII-A-b-450 については、施工第 0-0034 号及び施工第 0-0038 号において資材単価をバイコン台付管 600 及び 400 により積算しておりますが、正しくは各規格による C S B 資材単価を採用すべきであるため、電子閲覧システム設計図書「kinnnki002」「suuryou001」「sonota」を修正しましたので、確認をお願いします。
20. 施工内訳表施工第 0-0062 号表、第 0-0069 号表において、時間的制約条件に誤りがあったため、電子閲覧システム設計図書「kinnnki002」「suuryou001」を修正しましたので、確認をお願いします。
- 正：時間的制約を受ける 誤：時間的制約を受けない  
なお、次の施工内訳表において修正はありません。  
第 0-0014 号表、第 0-0015 号表、第 0-0020 号表、第 0-0051 号表、  
第 0-0052 号表
21. ご指摘のとおり、施工パッケージ内訳表施工第 0-0053 号表において、施工規模条件に誤りがあったため、電子閲覧システム設計図書「kinnnki002」を修正しましたので、確認をお願いします。
- 正：5,000m<sup>3</sup> 以上 10,000m<sup>3</sup> 未満 誤：10,000m<sup>3</sup> 以上 50,000m<sup>3</sup> 未満
22. お見込みのとおりです。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。